

総評点・主観的要素判定基準について

○ 格付における総評点について

建設工事請負業者の格付における総評定点は、客観的要素と主観的要素を評定し、それぞれの評定点を合計して行います。

客観的要素の評定は、建設業法第27条の23の規定により国土交通大臣又は知事が行う建設業者の経営に関する客観的事項の審査の結果に基づいて行います。

主観的要素の評定は、主観的要素判定基準に基づいて行います。

○ 主観的要素判定基準について（改正なし）

令和8年7月1日に発表する格付にかかる主観的要素判定基準は、下記のとおりとなります。

記

主観的要素判定基準（天理市建設工事請負業者資格審査要綱より（抜粋））

主観的要素の評定は、次の項目について行う。

1 工事成績

格付しようとする年度の前2年度中において、有資格業者の竣工した工事の検査成績評定点の工種ごとの平均点により、次のとおり評定する。なお、この評定は、天理市発注の請負金額50万円以上の建設工事とする。

検査成績評定点	85以上	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72
評定点	70点	65点	60点	55点	50点	45点	40点	35点	30点	25点	20点	15点	12点	9点

検査成績評定点	71	70	70未満 65以上	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55以下
評定点	6点	3点	0点	-3点	-6点	-9点	-12点	-15点	-20点	-25点	-30点	-35点	-40点

2 信用度

格付しようとする年度の前2年度中において、天理市より指名停止を受けた有資格業者については、次のとおり評定する。

項 目	評 定 点
指名停止を受けた期間	1ヶ月未満
	-5点
	1ヶ月以上3ヶ月未満
	-15点
	3ヶ月以上6ヶ月未満
	-30点
	6ヶ月以上9ヶ月未満
	-45点
	9ヶ月以上12ヶ月未満
	-60点
	12ヶ月以上18ヶ月未満
	-90点
	18ヶ月以上
	-100点

3 工事安全成績

格付しようとする年度の前2年度中において、災害等の事故を起こした有資格業者については、次のとおり評定する。

項 目	評 定 点
建設工事に関し、重大な災害（労務者又は公衆に死亡者を出した場合）を起こした者	-15点
労災事故を起こし、関係法令に違反していたとして費用の徴収を受けた者	-15点

4 その他格付に必要と認めるもの

(1) 格付しようとする年度の前年度の入札参加資格審査申請時点において、公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターが実施する不当要求防止責任者講習受講(代表者)については、次のとおり評定する。

項 目	評 定 点
不当要求防止責任者講習受講済み証明書提出の者	20点

(2) 格付しようとする年度の前年度の入札参加資格審査申請時点において、天理市と災害協定等を締結している有資格業者又は所属する団体組織が天理市と災害協定等を締結している有資格業者については、次のとおり評定する。

項目	評定点
災害協定等を締結している者	20点

(3) 格付しようとする年度の前年度の入札参加資格審査申請時点において、建設業法第27条の23に定める建設業者の経営事項審査の結果における雇用している技術職員1名につき3点を有資格業者に評定する。ただし、評定における加点の上限は、60点とする。

(4) 建設業法第7条又は第15条に規定する有資格者で、女性技術者又は若手技術者（40歳未満）を雇用（直接的かつ恒常的な雇用関係があること。）している場合には1名につき5点を有資格業者に評定する。ただし、加点の上限は、20点とする。

若手技術者の雇用状況については、格付しようとする年度の3月31日における満年齢により審査する。